

# 名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8111  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

## 長引くコロナ不況を民商の知恵と力で乗り越えよう！！

### 確定申告相談連日開催！

3月5日（土）、6日（日）も含めて、事務所は大賑わい。予約制になっているものの、どうしても来所が重なり、入れ替わりでアルコール消毒するなど、感染対策にも気を配っています。そうしたなか、「今度、同業者を民商に連れてきていいですか」と会員紹介の話も。「インボイスの届け出は、まだいいですか」「事業復活支援金のことを聞きたい」と、例年以上に、対話も長くなります。また、新しい会員が、相談に訪れた会員と顔を合わせるや、「あら、〇〇さん！」と長年の知り合いだったことが分かったり。40代の業者は「今、若い世代のなかでウクライナ問題は、とても深刻に受け止められている」と話していました。いろんな話が飛び交う申告時期の風景です。



山田地区会館での相談

### ハラスメント対策を考える⑦ 弁護士 加藤悠史(名古屋北法律事務所)

今回で連載の最後になりますが、最終回はハラスメント対策についてです。

これまでの連載で何がハラスメントに当たるのか、ハラスメントの要因は何かをご説明しましたので、それを踏まえて、日常的に、自社においてハラスメントが発生していないか、発生しそうな要因はないかを気に掛けることが、まず、重要です。

これに加えて、法律では、いわゆるパワハラ防止法が、2022年4月から中小企業においても適用対象となり、同法律で事業主が行うべき対策を定めています。まず1つ目は「事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」です。職場においてパワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発することが求められています。また、万が一パワハラ行為が発生した場合、厳正に対処する旨の方針や対処の内容を就業規則等で定めて周知・啓発することも求められています。

次に「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」です。事業主として、ハラスメント被害の相談窓口をあらかじめ定めておき、労働者に周知することが必要です。ハラスメント相談窓口は、社内の担当を決めたり、適切な方がいなければ外部の専門家に依頼することもできます。そして、相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすることが必要になります。また、「職場におけるパワーハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応」も必要です。万が一ハラスメントが発生した際に、迅速かつ正確に事実関係を把握し、被害者に対する配慮の措置を行ったり、行為者に対する措置や再発防止策を定めます。こうした調査や対策も、事業主では困難な場合には、専門家に依頼することもできます。弁護士法人名古屋北法律事務所でも、事業主の皆様のご相談もお受けしていますので、お困りごとがありましたら、お気軽にお声かけください。ハラスメント対策の連載は、今回で終了になります。

### 愛知県感染防止対策協力金（1/21～3/6実施分）申請の説明会

今回は、今までと違い、売上台帳など、添付資料がたくさん必要です。

(愛商連から愛知県に対し、売上台帳の内容など、業者の負担を減らすよう要請、確認中です)

日時 3月25日（金）13時（午後1時）

場所 民商事務所3階

#### <持ち物>

- 店舗の外観・内観・メニューの写真（2022年1月以降に撮影したもの）
  - 2021年11月～2022年1月の売上台帳
  - 参照月（2019年または2020年または2021年の1月～3月の売上台帳
  - 営業時間短縮を知らせる貼紙の写真
  - 従前の営業時間がわかる貼紙等の写真
  - 酒類提供のとりやめまたは営業時間短縮を知らせる貼紙の写真
  - あいスタ認証店のステッカーまたは「安心安全宣言施設」のPRステッカーとポスターの提示状況がわかる写真
  - 確定申告書の写し（参照月を含む年）
- ☆前回までの協力金の支給を受けたことがある場合、以下は省略できます
- ①飲食店営業許可書②本人確認書類③通帳の写し

